

飯塚市の未来を担う子どもたちへの応援券交付事業実施要綱を次のように定める。

令和4年7月25日

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市の未来を担う子どもたちへの応援券交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、原油価格及び物価高騰等により生活に影響等を受けている本市の児童等がいる世帯に対して、臨時特別的に本市の未来を担う子どもたちへの応援券(以下単に「応援券」という。)を交付する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援券 前条の目的を達するために、本市によって贈与されるチケット
- (2) 児童等 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項に規定する者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
- (3) 新生児 母子保健法(昭和40年法律第141号)に定める出生後28日未満に限らず、令和4年4月2日から令和4年9月30日までに生まれたもの
- (4) 取扱店 令和4年度いづかプレミアム応援券2022取扱店のうち、応援券の取り扱いを承諾した事業者
- (5) 基準日 令和4年4月1日

(交付対象者)

第3条 応援券の交付対象者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 基準日において本市に住所を有する児童等。
- (2) 基準日の翌日以降に本市に住民登録をした新生児(登録後、引き続き本市に住民登録をしている新生児に限る。)
- (3) 基準日の翌日から令和4年6月30日までに、本市に転入の届出をした児童等。
- (4) 前各号の規定にかかわらず、基準日の翌日から応援券を交付する日までに市外に転出した者又は職権削除された者及び死亡した者に対して応援券は交付しない。

(応援券の額)

第4条 前条に規定する交付対象者1人につき、3万円の応援券とする。

(応援券の交付等)

第5条 市長は、交付対象者と同居する世帯主に対し、交付決定した応援券の応援券引換券(以下「引換券」という。)を郵送して交付手続きを行うものとする。

2 世帯主は、前項の規定により送付された引換券に所定の事項を記載し、当該引換券を市長へ提出して応援券の交付を受けるものとする。

3 前項の引換券の市長への提出は、応援券の交付を受ける意思確認があったものとみなす。

4 引換券の有効期限は、令和4年9月30日までとする。ただし、新生児については、令和4年10月31日までとする。

(応援券の使用期限等)

第6条 応援券の使用期限は、令和5年1月31日までとする。

2 応援券の利用に当たって、取扱店から釣銭を受け取ることができない。

3 応援券の再交付は行わない。

(交付に関する周知)

第7条 市長は、応援券交付事業の実施に当たり、交付対象者の要件及び事業の概要について、対象世帯に対し周知を行うものとする。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、応援券の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により応援券の交付を受けた者に対しては、期限を定めて応援券の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 応援券の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、応援券の交付に必要な申請に係る申請書等の様式、応援券の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和4年6月28日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。